



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020 年 3 月 27 日

LT 会報第 20-8 号(総第 202 号)

LT グループ

中国における新型コロナウイルス感染の逆輸入予防最新規制措置について

新型コロナウイルス感染の世界的パンデミックの状況に鑑み、これに対処すべく中国外交部及び国家移民管理局は、2020 年 3 月 26 日夜、『中国の有効査証、居留許可を所持する外国人の入国を一時停止する公告』を発表しました。同公告によると、中国は 2020 年 3 月 28 日午前 0 時を以って、下記の通り臨時措置を実施し、状況に応じてこれを調整することとなりました。

1. 現在有効な中国滞在査証及び居留許可を所持する外国人の入国を一時停止。
2. APEC ビジネス旅行カードを所持する外国人の入国を一時停止。
3. 空港港湾査証、24/72/144 時間のトランジットビザ、海南省入国ビザ免除、上海クルーズ船ビザ免除、香港マカオ地区の外国人の広東への 144 時間滞在ビザ免除、アセアン諸国団体旅行者の広西滞在ビザ免除等の政策を一時停止。

但し、下記の二つの場合、今回の臨時措置の範囲外とする。

1. 外交、公務、礼遇公用、C ビザ(乗務員ビザ)による入国。
2. 外国人が中国で必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合、及び緊急人道主義の必要がある場合は、中国駐外国大使総領事館で査証を申請することができる。公告発令後に発行された査証を所持する外国人の入国。

また、中国民用航空局が同日《感染防止期間中の国際旅客便数の減便調整に関する通達》を発令し、国際航空旅客便の運行便数を一層減便することを強調し、民航局が 3 月 12 日の公式ウェブサイト で 発 表 し た 、 「 国 際 航 空 便 情 報 (第 5 期) (http://www.caac.gov.cn/XXGK/XXGK/TZTG/202003/t20200312_201421.html 検索)」に基づき、中国国内の各航空会社の国際線は一外国につき一路線のみを残し、且つ各路線の便数は一週間に一便を超えない、外国の航空会社の中国路線は一路線のみを残し、且つ便数は一週間に一便を超えないこととします。また、中国を離発着する航空便は厳重な予防措置を施し、座席占有率は 75%以下とします。同通達は 2020 年 3 月 29 日より実施します。

以上、ご参考までにお知らせします。